

平成27年10月から 短期給付の算定方法等が変更されました

標準報酬制への移行に伴い、平成27年10月から短期給付の算定方法及び高額療養費の算定における自己負担限度額の所得区分が次のとおり変更されました。

●短期給付の算定方法

給付の種類		平成27年9月まで	平成27年10月以降
休業給付	傷病手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25※	1日につき 標準報酬の日額×2/3
	出産手当金	1日につき 給料日額×2/3×1.25※	1日につき 標準報酬の日額×2/3
	休業手当金	1日につき 給料日額×60/100	1日につき 標準報酬の日額×50/100
	育児休業手当金	1日につき 給料日額×67/100×1.25※(180日まで)	1日につき 標準報酬の日額×67/100(180日まで)
	介護休業手当金	1日につき 給料日額×50/100×1.25※(180日経過後)	1日につき 標準報酬の日額×50/100(180日経過後)
災害給付	弔慰金	給料月額×1.25※	標準報酬の月額
	家族弔慰金	給料月額×1.25※×70/100	標準報酬の月額×70/100
	災害見舞金	損害の程度に応じ定められた月数 ×給料月額×1.25※	損害の程度に応じ定められた月数 ×標準報酬の月額

※特別職は1

給料日額＝給料月額の1/22の額、標準報酬の日額＝標準報酬の月額の1/22の額

●高額療養費の算定における所得区分

高額療養費の算定における自己負担限度額の所得区分が、以下のとおり、標準報酬月額によって区分されることとなりました。

所得区分(標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額
830,000円以上	ア	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% [140,100円]
530,000円以上830,000円未満	イ	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% [93,000円]
280,000円以上530,000円未満	ウ	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% [44,400円]
280,000円未満	エ	57,600円 [44,400円]
低所得者	オ	35,400円 [24,600円]

● [] 内の額は、同一の世帯で1年間に4回以上高額療養費が支給されているときの、4回目以降の自己負担限度額

● 低所得者とは、組合員が市町村民税非課税者等である場合